

指定認知症対応型共同生活介護事業所

射水万葉会天正寺サポートセンター

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(富山市指定 第 1690100282 号)

認知症対応型共同生活介護とは・・・

共同生活住居において、利用者が家庭的環境と地域住民との交流の下、趣味の活動、食事の支度、掃除、洗濯等の生活リハビリを通して、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を継続できるよう支援します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業所の目的と運営方針	1
4. 設備の概要	1
5. 事業実施地域及び営業時間	2
6. 職員の体制	2
7. 認知症対応型共同生活介護計画の作成	2
8. 事業所が提供するサービスおよび利用料等	2
9. サービスの利用に関する注意事項	3
10. 苦情の受付について	4
11. 緊急時の対応	4
12. 火災その他非常災害時の対応	4
13. 身体拘束について	5
14. 虐待防止に関する事項	5
15. 運営推進会議の設置	5
16. 協力医療機関、バックアップ施設	5
17. 衛生管理等	6
18. 業務継続計画の策定等	6
19. ハラスメント処理	6
20. 損害賠償	6
21. 個人情報の保護について	6

第1条 事業者の概要

法人名 社会福祉法人 射水万葉会
法人所在地 富山県射水市朴木211番地の1
電話番号 0766-82-5656
代表者氏名 理事長 矢野 善治
設立年月 昭和57年9月9日

第2条 事業所の概要

事業所名 射水万葉会天正寺サポートセンター
(認知症対応型共同生活介護)
事業所の所在地 富山県富山市天正寺484番地1
電話番号 076-411-4040
管理者氏名 田中 茂昌
事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護事業所
富山市指定1690100282号
開設年月 平成21年3月1日
利用定員 9人

第3条 事業所の目的と運営方針

(事業の目的)

事業者は、介護保険法の主旨に沿って、利用者が家庭的環境と地域住民との交流の下、趣味の活動、生活リハビリを通して生きがいを感じ楽しく生活を送るため、認知症の専門的知識を持った職員により支援することを目的とします。

(運営方針)

「底なしの親切」と「よろこび」をモットーに、利用者一人一人の人格を尊重し、地域の中でもう一つの「家庭」として、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、その心身の特性に留意して認知症状の緩和や悪化防止を図り、尊厳ある日常生活を営むことが出来るように、入浴、食事、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練等の介護その他必要なサポートを行います。

第4条 設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室	9室	9.99㎡～10.48㎡
居間	1室	35.39㎡
台所	1室	5.65㎡
浴室	1箇所	6.48㎡
脱衣室	1箇所	6.00㎡
トイレ	3箇所	3.99㎡～5.21㎡

第5条 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	富山市
営業日及び営業時間	①営業日 年中無休 ②営業時間 24時間

第6条 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を順守しています。

職 種	常 勤	職務の内容
管理者	1人	事業内容の調整
計画作成担当者	1人	サービスの調整・相談業務
介護職員	5人	日常生活の介護・相談業務
看護職員	1人	健康チェック等の医務業務

〈勤務体制〉

昼間の体制	3人(うち早出 7:00~16:00 1人、遅出 10:00~19:00 1人)
夜間の体制	1人 夜勤 (併設小規模多機能型居宅介護職員との夜間二人体制)

※夜勤及び深夜の時間帯 午後9時から午前6時とする。

第7条 認知症対応型共同生活介護計画の作成

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て交付するものとします。

第8条 事業所が提供するサービスおよび利用料等

1. 介護保険給付対象サービス

食事の提供及び食事介助、排泄、入浴（清拭）、着替えや移動の介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等を行います。

上記サービスは包括的に提供され、介護保険法令に定める介護給付費に準拠した利用料金をお支払頂きます。

※短期利用認知症対応型共同生活介護の提供

事業所は、認知症対応型共同生活介護の居室に空床がある場合に、共同生活住居の定員の範囲内において、入居者以外の者に対し短期利用認知症対応型共同生活介護を提供します。

- 短期利用共同生活介護の定員は、1名とします。
- 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとします。
- 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護

計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供します。

- 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとします。
- 利用者に対するサービスの提供に関する記録は、サービスの完結日から5年間保存します。

2. 介護保険給付対象外サービス

食事の提供に要する費用、居住費、光熱水費、おむつ代等の費用です。

※料金の詳細は 別紙 利用料金表 をご参照ください。

3. 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月20日前後に利用請求明細書を送付します。次のいずれかの方法で27日までに支払ってください。

- ① 金融機関口座からの自動引落とし
- ② 下記指定口座への振込み（振込手数料は、利用者負担にてお支払下さい）

北陸銀行 新湊支店 普通預金 No.5068500 名義) 射水万葉会天正寺サポートセンター 理事長 矢野善治
--

- ③ 事業所での現金払い

第9条 サービスの利用に関する留意事項

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であつて認知症の状態にあり、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす者としてします。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (2) 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、契約を解除し退居させることができるものとします。
- (3) 入院等で、1週間以上居室を空けられる場合は、管理者にご相談願います。
- (4) 外泊、入院中は、食事代(二日前までにご連絡を受けた物に関して)とリネン費は、請求いたしません。居住費、水道・光熱費についてはご負担いただきます。
- (5) 退居に際しては、利用者及びその家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めるものとします。

第10条 苦情の受付について

- (1) 苦情の受付
当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 管 理 者 田中 茂昌
苦情解決責任者 センター長 高桑 到
- 受付時間 8：30～17：30
TEL 076-411-4040
FAX 076-420-5860

また、事務所受付に、提案箱を設置しておりますので、お気軽にご意見をお聞かせ下さい。

（2）行政機関その他苦情受付機関

富 山 市 福 祉 保 健 部 介 護 保 険 課	所在地 富山県富山市新桜町7番38号 電話番号 076-443-2041
富 山 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	所在地 富山県富山市下野字豆田995番地の3 電話番号 076-431-9833
富 山 県 福 祉 サ ー ビ ス 運 営 適 正 化 委 員 会	所在地 富山県富山市安住町5番21号 電話番号 076-432-3280

第11条 緊急時の対応

- （1）事故発生（発見）時においては、救急搬送の要請など、利用者の生命身体の安全を最優先に対応します。事故状況を速やかに家族へ連絡いたします。
- （2）病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又は定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、状況について速やかに家族へ連絡いたします。

第12条 火災その他非常災害時の対応

- （1）事業所は、非常災害時には利用者の安全第一を優先し、迅速かつ適切な対応に努めます。
- （2）非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練を行います。

<消防用設備>

- ・自動火災報知設備
- ・非常通報設備
- ・非常照明設備
- ・スプリンクラー設備
- ・誘導灯設備
- ・消火器

富山消防署への届出日：平成21年3月2日 防 火 管 理 者 ：高桑 到

第13条 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 1、前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができます。
- 2、前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存します。
- 5、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1)「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

第14条 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1)虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2)虐待防止のための指針を整備
 - (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

第15条 運営推進会議の設置

当事業所では、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

第16条 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

アルペン室谷クリニック	所在地	富山県富山市東岩瀬町 275 番地
-------------	-----	-------------------

	Tel	076-437-9336
--	-----	--------------

にながわ光風苑	所在地	富山県富山市蜷川 89 番地
---------	-----	----------------

総曲輪フェリオ歯科医院

TEL 076-429-7474

所在地 富山県富山市総曲輪3丁目8番6号

TEL 076-492-8311

第17条 衛生管理等について

事業所は、指定認知症対応型共同生活介護に必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとします。

3、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施

第18条 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務持続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第19条 ハラスメント処理

事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとします。

第20条 損害賠償

- ・事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ・事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）に加入しております。
- ・事故等が発生した場合、再発生を防ぐための対策を全職員で情報共有できるように努め再発生を防いでいきます。また、事故等が発生し病院等を受診した時は速やかに県、市に報告します。

第21条 個人情報の保護について

- (1) 事業所及びその従業者は、利用者及びその家族の個人情報を、次に掲げるサービス提供のために必要な範囲内において使用、提供又は収集(以下使用等とする)をするとともに、利用者及びその家族はこれに同意するものとします。
- ① 利用者にサービス提供をするために必要な場合。
 - ② 利用者に関わる居宅介護計画の立案、作成及び変更に必要な場合。
 - ③ サービス担当者会議、関係サービス事業所との連絡共有及び連絡調整等のため必要な場合。
 - ④ 利用者が医療サービスを希望される場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。
 - ⑤ 利用者の様態の変化等に伴い、親族、医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合。
 - ⑥ 行政機関の指導又は調査を受ける場合。
 - ⑦ サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合。
- (2) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報に関して、利用者から開示又は訂正の要求がある場合には所定の方法に従い開示または訂正をするものとします。
- (3) 事業所及びその従業者は、サービスの提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

射水万葉会天正寺サポートセンター 認知症対応型共同生活介護
説明者 職名 管理者

氏 名 田中 茂昌 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

連絡先電話番号 _____

私は、本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(利用者との続柄: _____)

連絡先電話番号 _____

指定小規模多機能型居宅介護支援事業所
射水万葉会天正寺サポートセンター
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(富山市指定 第 1690100274 号)

当事業所は利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

小規模多機能型居宅介護とは・・・

「通い」を中心としながら「訪問」、「泊り」のサービスを組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援を受けることができます。安心して在宅での生活を継続できるよう、住み慣れた地域との関係を大切にし、24時間365日、なじみの職員により生活を支えます。

◆◆目次◆◆

1.	事業者の概要	1
2.	事業所の概要	1
3.	事業所の目的と運営方針	1
4.	設備の概要	1
5.	事業の実施地域及び営業時間	2
6.	職員の体制	2
7.	小規模多機能型居宅介護計画について	2
8.	サービスの内容	2 . 3
9.	利用料金	4
10.	利用の中止、変更、追加	4
11.	苦情の受付について	5
12.	緊急時の対応について	5
13.	火災その他非常災害時の対応	5
14.	身体拘束について	6
15.	虐待防止について	6
16.	協力医療機関	6
17.	地域との連携等	7
18.	損害賠償	7
19.	個人情報の保護について	7
20.	衛生管理等について	7
21.	業務継続計画の策定等	7
22.	ハラスメント処理	8

社会福祉法人 射水万葉会

第1条 事業者の概要

法人名 社会福祉法人 射水万葉会
法人所在地 富山県射水市朴木 211 番地の 1
電話番号 0766-82-5656
代表者氏名 理事長 矢野 善治
設立年月 昭和 57 年 9 月 9 日

第2条 事業所の概要

事業所名 射水万葉会天正寺サポートセンター
(小規模多機能型居宅介護)
事業所の所在地 富山県富山市天正寺 484 番地 1
電話番号 076-411-4040
管理者氏名 荒山 浩子
事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
富山市指定 1690100274 号
開設年月 平成 21 年 3 月 1 日
登録定員 29 人
通いサービス定員 18 人/日 宿泊サービス定員 9 人/日

第3条 事業所の目的と運営方針

(事業の目的)

住み慣れた地域で、要介護者についてその居宅において、又はサービスの拠点に通い若しくは短期間の宿泊において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(運営方針)

「底なしの親切」と「よろこび」をモットーに、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

第4条 設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室 (個室)	9 室	10.04 m ² ~10.39 m ²
居間	1 室	74.24 m ²
食堂	兼	(74.24 m ²)
台所	1	6.49 m ²
浴室	2 室	浴室 1 (12.43 m ²)、浴室 2 (7.28 m ²)

第5条 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 富山市

※上記以外の地域の方は原則としてサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	基本時間 6時～21時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	基本時間 21時～6時

受付・相談は8時30分～17時30分としています。

通いサービスの早朝、または17時30分以降は家族送迎をお願いしています。

※夜間及び深夜の時間帯 午後9時～午前6時とする。

第6条 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1人	事業内容調整
2. 計画作成担当者	1人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	7人	日常生活の介護・相談業務（訪問サービスの提供も含む）
4. 看護職員	1人	健康チェック等の医務業務

第7条 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護計画は、介護支援専門員が作成し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するためその内容等を説明した上で利用者の同意を得て交付するものとします。

第8条 サービスの内容

事業所は、介護保険法に定める下記のサービスを提供するものとします。

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の準備、提供および片付け
- ・食事摂取の介助

利用者が台所で調理を行うこともできます。

② 入浴

入浴または清拭を行います。

衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③ 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。

④ 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じ、必要な介助を行います。

- ・移動の介護
- ・養護（休養）

⑤ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な身体機能の減退を防止し維持するための訓練および利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供します。

- ・日常生活動作に関する訓練
- ・レクリエーション
- ・行事的活動
- ・園芸活動
- ・趣味活動
- ・地域における活動への参加 等

⑥ 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

⑦ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅に訪問し、安否確認や食事、服薬、清拭、排泄等の日常生活上の支援を介護計画に基づき提供いたします。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。

※緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応（短期利用居宅介護）

宿泊室に空床がある場合には、小規模多機能型居宅介護の登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下(下記に示す通り)において、空いている宿泊室を利用し、登録者以外の短期利用居宅介護を提供します。

- 登録者の数が、事業所の登録定員未満であること。
- 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。
- 利用の開始にあたって、あらかじめ7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
- 指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過小である場合の減算を受けていないこと。
- 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

利用者に対するサービスの提供に関する記録は、サービス完結日から5年間保存します。

第9条 利用料金

- (1) サービス利用料金は介護保険法令に定める介護給付費に準拠した別紙料金表の金額となります。

別紙利用料金表を参照ください。

- (2) 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業所は、法令改定後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとします。

- (3) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月20日前後に利用請求明細書を送付します。次のいずれかの方法で27日までにお支払いください。

- ① 金融機関口座からの自動引落とし
- ② 下記指定口座への振込み（振込手数料は、利用者負担にてお支払下さい）

北陸銀行 新湊支店 普通預金 No.5068500 名義) 射水万葉会天正寺サポートセンター 理事長 矢野善治
--

- ③ 事業所での現金払い

第10条 利用の中止、変更、追加

- (1) 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。
- (2) 利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- (3) 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- (4) 介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出があった場合は、変更・中止ができます。ただし、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合がありますが、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	当日の利用料金の 自己負担額相応分

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第 11 条 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下で受け付けます。

苦情受付窓口	管理者 荒山浩子
苦情解決責任者	センター長 高桑到
受付電話番号	076-411-4040
受付時間	8時30分～17時30分

(苦情は面接、電話、書面などにより随時受け付けます。
また、苦情受付ボックスを事務所横に設置しています。)

(2) サービス提供事業所以外の苦情等窓口

射水万葉会 法人本部	電話番号 0766-82-5656
受付時間	8時30分～17時30分

(3) 行政機関その他苦情受付機関

富山市役所 福祉保健部 介護保険課	所在地 富山県富山市新桜町7番38号 電話番号 076-443-2041
富山県 国民健康保険団体連合会	所在地 富山県富山市下野字豆田995番地の3 電話番号 076-431-9833
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 富山県富山市安住町5番地の21 電話番号 076-432-3280

第 12 条 緊急時の対応について

- (1) 事故発生(発見)時には救急搬送の要請など、生命の安全第一を優先し迅速かつ適切な対応に努めます。
- (2) 事故状況を速やかに家族へ連絡いたします。
- (3) 病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、状況について速やかに家族へ連絡いたします。
- (4) 救急搬送時、職員が病院から施設に戻るためのタクシー代等の実費はご負担をさせていただきます。

第 13 条 火災その他非常災害時の対応

- (1) 非常災害時には、利用者の安全第一を優先し迅速かつ適切な対応に努めます。
- (2) 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練を行います。

<当事業所消防用設備>

- ・自動火災報知設備
- ・非常通報設備
- ・非常照明設備
- ・スプリンクラー設備
- ・誘導灯設備
- ・消火器

富山消防署への届出日：平成 21 年 3 月 2 日
防 火 管 理 者 ：高 桑 到

第 14 条 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 1、前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができます。
- 2、前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5 年間保存します。
- 5、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

第 15 条 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

第 16 条 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞	
アルペン室谷クリニック	所在地 富山県富山東岩瀬町 275 番地 Tel 076-437-9336
総曲輪フェリオ歯科医院	所在地 富山県富山市総曲輪 3 丁目 8 番 6 号 Tel 076-492-8311

第 17 条 地域との連携等

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は事業所の所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会（以下運営推進会議とする）を設置しおおむね 2 か月に 1 回以上活動状況を報告し、評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機

会を設けます。

第 18 条 損害賠償

- ・事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ・事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）に加入しております。
- ・事故等が発生した場合、再発生を防ぐための対策を全職員で情報共有できるように努め再発生を防いでいきます。また、事故等が発生し病院等を受診した時は速やかに県、市に報告します。

第 19 条 個人情報保護について

- (1) 事業所及びその従業者は、利用者及びその家族の個人情報を、次に掲げるサービス提供のために必要な範囲内において使用、提供又は収集(以下使用等とする)をするともに、利用者及びその家族はこれに同意するものとします。
 - ① 利用者にサービス提供をするために必要な場合。
 - ② 利用者に関わる居宅介護計画の立案、作成及び変更に必要な場合。
 - ③ サービス担当者会議、関係サービス事業所との連絡共有及び連絡調整等のため必要な場合。
 - ④ 利用者が医療サービスを希望される場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。
 - ⑤ 利用者の様態の変化等に伴い、親族、医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合。
 - ⑥ 行政機関の指導又は調査を受ける場合。
 - ⑦ サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合。
- (2) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報に関して、利用者から開示又は訂正の要求がある場合には所定の方法に従い開示または訂正をするものとします。
- (3) 事業所及びその従業者は、サービスの提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

事業所は、利用者又はその家族に対し、本サービス重要事項説明書により重要事項、第 18 条に定める個人情報の使用等について説明し、利用者及びその家族はサービス提供開始、重要事項及び個人情報の使用等について同意しました。

第 20 条 衛生管理等について

事業所は、指定小規模多機能型居宅介護に必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとします。

3、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

第 21 条 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅

介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第 22 条 ハラスメント処理

事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとします。

射水万葉会天正寺サポートセンター 小規模多機能型居宅介護

管理者 氏 名 荒山 浩子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 富山県富山市

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

私は本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

家族 住所 _____

氏 名 _____ 印

(本人との続柄)

連絡先 _____

射水万葉会天正寺サポートセンター

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(富山市指定 第 1690100704 号)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス重要事項説明書

第1条 法人の目的

社会福祉法人射水万葉会（以下、事業者とする） 天正寺サポートセンター（以下、事業所とする）は、「底なしの親切」と「よろこび」をモットーとし、「地域福祉への貢献」を重点目標として、高齢者福祉サービスに努めます。

「明るく楽しい」家庭的雰囲気の中で、介護高齢者の自立、自助意識を醸成するために「リハビリテーション」に力を入れ、よりその人らしく生きることへの援護者として、また、その推進者としての自覚のもとに、積極的に職員の資質の向上を図り、福祉サービスの理想の姿を追求しつつ、地域社会における高齢者福祉活動の中核的役割を果たしてまいります。

第2条 運営の方針

事業所は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び富山市との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、そのおかれている環境及びご希望等の把握に努め、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるように援助致します。又、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指します。

第3条 法人の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 射水万葉会 |
| (2) 法人所在地 | 富山県射水市朴木2 1 1 番地の1 |
| (3) 代表者氏名 | 理事長 矢野 善治 |
| (4) 設立年月 | 昭和57年9月9日 |
| (5) 事業内容 | 特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、福祉用具貸与販売事業、軽費老人ホーム、保育園、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、配食サービス、クリニック |

第4条 営業日及び営業時間

(1) サービス提供

- ① 営業日 365日
- ② 営業時間 24時間

(2) サービスの受付

受付日 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時30分

第5条 サービス提供事業所の概要

指定事業所番号 1690100704 (連携型)
サービス実施地域 富山地区 (旧富山市)

事業所名 射水万葉会天正寺サポートセンター
所在地 富山県富山市天正寺484番地1
電話番号 076-411-4343
FAX番号 076-420-5860

事業所名 富山中央サテライトセンター (サテライト事業所)
所在地 富山県富山市五福10区4548番地リズエールウエスト201号室
電話番号 076-464-6460
FAX番号 076-464-6465

第6条 当事業所の職員体制 (当事業所は指定基準を遵守しています)

職種		指定基準	配置	保有資格等
管理者		1	1	介護福祉士
計画作成責任者		1	1	介護福祉士
オペレーター		1以上		介護福祉士 看護師 等
サービス 従事者 (訪問介護員)	定期巡回の 訪問介護員	1以上		介護福祉士 ホームヘルパー2級 介護職員実務者研修修了者 等
	随時対応の 訪問介護員	必要数		介護福祉士 ホームヘルパー2級 介護職員実務者研修修了者 等

第7条 サービス利用料金

連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの基本単位(月額単位)

	介護のみ利用の場合	看護を利用する場合
要介護1	5446単位	訪問看護事業所に 2961単位を支払
要介護2	9720単位	
要介護3	16140単位	
要介護4	20417単位	
要介護5	24692単位	同様に 3761単位

連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの夜間訪問型の基本単位(月額単位)

基本夜間訪問型サービス費	989単位
定期巡回サービス費	372単位
随時訪問サービス費(I)	567単位
随時訪問サービス費(II)	764単位

(1) 月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合、下記に示す日割り単価を登録日数に乗じて利用料を算定します。

(2) 短期入所系サービスを利用した場合については、日割りにするものとし、通所系サービスを利用された場合は要介護度により定められた額を減算します。

	通所利用時の 1日当たりの減算	短期入所利用時の日割単価
要介護1	▲62単位	179単位
要介護2	▲111単位	320単位
要介護3	▲184単位	531単位
要介護4	▲233単位	672単位
要介護5	▲281単位	812単位

(3) その他の加算(減算)単位については、以下の通りです。

	加算名	算定単位数
①	初期加算	30単位(日)
②	総合マネジメント体制強化加算(I)	1200単位(月)
③	サービス提供体制強化加算(I)	750単位(月)
④	介護職員等処遇改善加算I	所定単位数の24.5%

- ① 当事業所より利用者が、新規にサービス提供を受ける時は利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30単位を加算するものとします。30日を超える入院ののち、サービスの利用を再開した場合も同様とします。
- ② 在宅での生活を無理なく継続できるよう、連携体制の整備に係る加算として法令に定められた1200単位を支払うものとします。

- ③ 事業所は、全職員の中に介護福祉士を4割配置しサービスの質の向上を図るものとし、利用者は1か月に750単位を支払うものとします。
- ④ 介護保険令に定められた介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）が加算されます。

注1) 富山市は法令に定める地域区分が7級地に該当し、1単位を10.21円とします。

注2) 利用者は、負担割合に応じてサービス料金を支払うものとします。

注3) 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業所は、法令改定後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとします。

注4) 運営規定に示された地域以外にサービスを提供する場合は、介護保険令に定める中山間地加算を事業所に支払うものとします。

注5) 利用者は、介護保険の適用があっても給付限度額を超えてサービス提供を受けた場合、その限度額を超えた額を事業所に支払うものとします。

(4) その他の利用料金について

テレビ電話に係る通信料	30秒あたり17.7円（税別）
-------------	-----------------

テレビ電話(ケアコール端末)は事業所より貸し出します(無料)。通話に係る通信料は、利用者に実費を負担頂きます。

また、テレビ電話のメンテナンスの為にを行う点検通報に係る通信料についても、利用者負担となりますのでご了承ください。

第8条 お支払方法

事業所は、利用実績に基づいて1ヶ月ごとにサービス利用料金を請求し、利用者は原則として事業所の指定する期日に口座引落しの方法により支払うものとします。1ヶ月に満たない期間につきましても、利用実績に基づいて計算した金額とします。

2、前項の規定にかかわらず、銀行等からのお支払いも可能ですが、お振込みに手数料がかかる場合には、その手数料は利用者の負担とさせていただきます。

第9条 管理者

管理者は、当事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うものとします。また、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとします。

第10条 計画作成責任者

計画作成責任者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、目標、当該目標を達成するための具体的な訪問の計画を作成します。

第11条 オペレーター

オペレーターは、介護福祉士、社会福祉士、看護師、介護支援専門員、准看護師の資格を有するものとし、利用者からの通報を受け、テレビ電話での映像及びあらかじめ把握している利用者の心身状況等を踏まえて随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員に出動を命じます。

第12条 サービス従事者（訪問介護員）

訪問介護員は、介護福祉士または訪問介護員研修課程修了者等の資格を有するものとし、計画に基づき定期巡回サービスの提供及び、オペレーターからの要請に基づき随時訪問サービスの提供に当たります。

第13条 職員証明書

職員は、常に職員証明書を携行し、利用者又はその家族から求められた時はいつでも提示するものとします。

第14条 訪問介護計画書

事業所は、利用者の心身及び生活の状況を調査し、利用者及びその家族と協議して訪問介護計画書を作成します。但し、居宅サービス計画が作成されている場合は当該居宅サービス計画に基づくものとします。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については当該居宅サービス計画に定められた日時等にかかわらず日常生活全般の状況及び希望を踏まえ計画作成責任者が決定するものとします。

- 2、計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ作成するものとします。
- 3、事業所は、訪問介護計画書の作成につき、その内容について利用者又は家族に対して説明をし、その同意をいただくとともに、作成した訪問介護計画書を交付するものとします。
- 4、事業所は訪問介護計画書に沿って計画的にサービスを提供するものとします。
- 5、事業所は利用者の要望等により、必要に応じて計画の変更をするものとします。

第15条 サービス内容

事業所は介護保険法令に定める下記のサービスを提供するものとします。

<随時対応サービス>

利用開始にあたり、利用者の居宅にテレビ電話（ケアコール端末）及びその付属品を設置します。オペレーターが利用者または家族からのコールを受付け、利用者の心身状況や対応履歴等の情報を参照しながら、会話を通じて利用者の状況を把握し、随時訪問サービスの必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員に出動を要請します。

また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を

適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行います。

なお、通報の内容によっては、必要性に応じ看護師に助言を得る等、利用者の生活に支障がないように努め、在宅介護における相談等にも適切に対応します。

<定期巡回サービス>

居宅サービス計画に基づき、定期的に居宅を巡回訪問し、サービスを提供します。

<随時訪問サービス>

随時対応サービスにおける訪問の判断により、利用者の居宅を訪問し訪問介護サービスを提供します。

概ね 30 分以内には駆けつけられる体制の確保には努めますが、時に複数の利用者の随時訪問の必要性が生じた場合は適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問することがあります。

2、次のようなサービスは、公的介護保険適用サービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することはできませんので予めご了承ください。

- ① 「本人の援助」に該当しないもの
- ② 指定訪問介護、指定夜間対応型訪問介護を併せて受けること

第 16 条 事業所及びサービス従事者の義務

事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。

- 2、事業所は、サービス従事者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 3、事業所は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4、事業所は、利用者に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとに利用者又はその家族の確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種記録、訪問介護計画は 5 年間保存し、利用者又はその連帯保証人の請求に応じてこれを開示するものとします。

第 17 条 緊急時及び事故発生時の対応

事業所は、サービス提供中又はサービスの提供により、利用者の容態に急変が生じ又は事故が発生した場合その他必要な場合には、速やかに救急隊、主治医、協力医療機関、自治体関係、利用者に係る居宅介護支援事業所、家族へ連絡して必要な措置を講ずるものとします。

第 18 条 その他留意事項

利用者及びその家族は、本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。

- 2、サービス従事者は、医療行為を行うことはできません。

- 3、利用者の担当となるサービス従事者の選任及び変更は、利用者に適正かつ円滑にサービスを提供するため、事業所が行うものとし、利用者がサービス従事者を指名することはできませんので、予めご了承ください。
- 4、利用者が、担当のサービス従事者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明らかにして、事業所までお知らせください。但し、業務上不適当とされる事由が無いと判断される場合には、サービス従事者の変更を致しかねる場合がございますので予めご了承ください。
- 5、定期巡回サービスの訪問予定時間は、交通事情、緊急を要する随時訪問の事情等により前後する場合がありますので、予めご了承ください。
- 6、サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① サービス従事者は、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書、その他有価証券等及び現金は一切お預かりすることができませんので、予めご了承ください。
 - ② 現金や貴重品は、室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管してください。
 - ③ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のご配慮は、遠慮させていただきます。
 - ④ 利用者及びその家族は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気、水道又はガス等の使用を、サービス従事者に無償で許可するものとします。

第19条 サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情等」とします。）については、下記の窓口にて対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録及び保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

1、サービス提供事業所苦情等窓口

苦情受付担当者	当事業所の管理者（浅井美行）
苦情解決責任者	当施設の責任者（高桑到）
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
電話番号	第5条に記載の電話番号

注）苦情対応の基本手順

①苦情の受付②苦情内容の確認③苦情解決責任者への報告④苦情解決に向けた対応の実施⑤原因究明⑥再発防止及び改善の措置⑦苦情解決責任者への最終報告⑧苦情申立者に対する報告

2、サービス提供事業所以外の苦情等窓口

法人本部	受付時間 午前8時30分～午後5時30分
受付電話番号	0766-82-5656

3、事業者以外の苦情等窓口

自治体	受付窓口	富山市福祉保健部介護保険課
	電話番号	076-443-2041
国保連	受付窓口	富山県国民健康保険団体連合会
	電話番号	076-431-9833
その他	受付窓口	富山県福祉サービス運営適正化委員会
	電話番号	076-432-3280

第20条 個人情報の使用等及び秘密の保持

事業所及びその従業者は、利用者及びその家族の個人情報を次にあげるサービス提供のために必要な範囲内において、使用、提供又は収集（以下「使用等」とします。）させていただくとともに、利用者及びその家族は、予めこれに同意するものとします。なお、個人情報の利用目的を変更する場合には、予め通知又は公表するものとします。

1. 使用期限

介護サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

2. 利用目的

- ①介護保険における介護認定の更新、変更のため
- ②利用者に係る介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連携調整のため
- ④利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- ⑤利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑥行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦その他サービス提供で必要な場合
- ⑧上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- ⑨利用者の写真や名前の掲示のため

写真 ホームページ（ ）センター外広報誌（ ）センター内便り（ ）

3. 使用条件

- ①個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

4. 事業所及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関す

る事項を、正当な理由なく第3者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

事業所は、利用者又はその家族に対し、本サービス重要事項説明書により重要事項、第20条に定める個人情報の使用等について説明し、利用者及び家族はサービス提供開始、重要事項及び個人情報の使用等について同意しました。

第21条 衛生管理等

事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとします。

2、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

第22条 身体拘束の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 3、前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができます。
- 4、前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存します。
- 5、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

第23条 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針を整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

第24条 地域との連携等

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

- 2 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、各員に送付するとともに事業所内において閲覧できるように設置するものとします。

第25条 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務持続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第26条 ハラスメント処理

事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとします。

説 明 日

令和 年 月 日

利用者
契約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族
代理人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印 続 柄 _____

事業者 サービス事業所

住 所 _____ 富山県富山市天正寺484番1

事業者名 _____ 射水万葉会 天正寺サポートセンター

説 明 者 _____

指定認知症対応型通所介護事業所

射水万葉会天正寺サポートセンター

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(富山市指定 第 1690100266 号)

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 射水万葉会
- (2) 法人所在地 富山県射水市朴木2 1 1 番地の1
- (3) 電話番号 0766-82-5656
- (4) 代表者氏名 理事長 矢野 善治
- (5) 設立年月日 昭和57年 9月9日
- (6) 事業内容 特別養護老人ホーム、短期入所介護、通所介護、訪問介護、福祉用具貸与事業、軽費老人ホーム、保育園、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型生活介護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、配食サービス、クリニック

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型通所介護事業所・平成21年3月1日指定
富山市指定 第1690100266号
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とした認知症対応型通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 射水万葉会天正寺サポートセンター
(認知症対応型通所介護)
- (4) 事業所の所在地 富山県富山市天正寺484番地1
- (5) 電話番号 076-411-4411
- (6) 管理者氏名 釣谷 美雪
- (7) 当事業所の運営方針
ご利用者の人格を尊重し「底なしの親切」と「よろこび」をモットーとし、「地域福祉への貢献」を重点目標として、サービスの強化に努めると共に「明るく楽しい」家庭的雰囲気の中で、要介護高齢者の自立、自助意識を醸成するために、リハビリテーションに力を入れ、よりその人らしく生きることへの支援者として、またその推進者としての自覚のもとに、積極的に職員の資質向上を図り、福祉サービスの理想の姿を追及しつつ、地域・社会における老人福祉活動の中核的役割を果たしていくものとします。
- (8) 開設年月日 平成21年3月1日
- (9) 利用定員 指定認知症対応型通所介護 12名
- (10) 通常の事業の実施区域 富山市
- (11) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日～土曜日
営業時間 午前8時から午後5時00分
サービス提供時間 午前9時から午後4時00分

3. 施設の概要

当施設では以下の設備をご用意しています。

認知症対応型通所介護

施設・設備の種類	室数	備考
食堂・機能訓練室	1	65.07 m ²
静養室	1	9.36 m ²
相談室（兼用）	1	32.09 m ²
一般浴室	1	7.0 m ²
台所	1	5.96 m ²

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定認知症対応型通所介護施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

4. 職員の体制

当施設では、ご利用者に対して認知症対応型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	認知症対応型通所介護	
	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名（兼）	1名
2. 生活相談員	2名（兼）	1名
3. 介護職員	3名（兼）	1名
4. 機能訓練指導員	1名（兼）	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務時間
1. 介護職員	8：00～17：00
2. 機能訓練指導員	9：00～16：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスの利用料金について、以下の2つの場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

種 類	内 容	利用料
①食事	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご利用者の自立支援のため食堂にて食事をしていただくことを原則としています。 (食事時間) 昼食 12:00~13:00	介護報酬の 告示上の額 (契約書参照)
②入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴又は清拭を行います。 	
③排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。 	
④健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員が、健康管理を行います。 	
⑤その他 自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。 	

- ☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、介護保険負担限度額認定証による自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ☆ 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業所は、法令改定後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとします。

<サービス利用料金(1日あたり)>

※別紙料金表を参照

(2) その他介護給付サービス加算(別紙料金表・加算料金参照)

加 算	加 算 条 件
入浴加算	心身の状況に応じて一般浴槽を使用し、入浴介助を行います。
サービス提供体制強化加算	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士資格を有していること。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月利用したサービスの総単位に対して加算する。
※若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決め、そのものを中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う体制があること。

※該当者のみ

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

種 類	内 容	利用料
①食 費	・ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。	別紙料金表参照
②日常生活上必要となる諸用実費	・日常生活用品(おむつ代等)の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用をご負担いただきます。	個人に要した実費
③レクリエーション、行事、複写物の交付	・ご利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。 行事により一部実費徴収する場合があります。	個人に要した実費

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は1か月ごとに計算し、翌月20日前後に利用請求明細書を送付しますので、次のいずれかの方法により翌月27日までにお支払いください。

- ① 金融機関口座からの自動引き落とし
- ② 下記指定口座への振込み
北陸銀行 新湊支店 普通預金 5068500
射水万葉会天正寺サポートセンター 理事長 矢野善治
- ③ 事業所での現金払い

(5) 利用中止、変更、追加

利用予定期間の前に、ご利用者の都合により認知症対応型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日まで	無 料
利用予定日の当日	当日の利用料金の自己負担額相応分

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を提示して協議します。

ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 個人情報の保護について

事業者、サービス従事者は業務上知り得たご利用者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

10. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

20. 衛生管理等について

事業所は、指定認知症対応型通所介護事業所に必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとします。

1、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施

21. 身体拘束の禁止について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2、前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができます。
- 3、前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存します。
- 5、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

22. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結

果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

2.3. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務持続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

2.4. ハラスメント処理

事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護事業所に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとします。

令和 年 月 日

指定認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定認知症対応型通所介護事業所
射水万葉会天正寺サポートセンター

説明者 職名 管理者

氏名 釣谷 美雪 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 住所 富山市 _____
氏名 _____ ㊞

私は、本人意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

ご家族(代理人) 住所 _____
氏名 _____ ㊞
続柄 _____

指定介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所 射水万葉会天正寺サポートセンター

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(富山市指定 第 1690100274 号)

当事業所は利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

介護予防小規模多機能型居宅介護とは・・・

「通い」を中心としながら「訪問」、「泊り」のサービスを組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援を受けることができます。安心して在宅での生活を継続できるよう、住み慣れた地域との関係を大切にし、24時間365日、なじみの職員により生活を支えます。

◆◆目次◆◆

1.	事業者の概要	1
2.	事業所の概要	1
3.	事業所の目的と運営方針	1
4.	設備の概要	1
5.	事業の実施地域及び営業時間	2
6.	職員の体制	2
7.	小規模多機能型居宅介護計画について	2
8.	サービスの内容	2. 3
9.	利用料金	4
10.	利用の中止、変更、追加	4
11.	苦情の受付について	5
12.	緊急時の対応について	5
13.	火災その他非常災害時の対応	5
14.	身体拘束について	6
15.	虐待防止について	6
16.	協力医療機関	6
17.	地域との連携等	7
18.	損害賠償	7
19.	個人情報の保護について	7
20.	衛生管理等について	7
21.	業務継続計画の策定等	7
22.	ハラスメント処理	8

社会福祉法人 射水万葉会

第1条 事業者の概要

法人名 社会福祉法人 射水万葉会
法人所在地 富山県射水市朴木 211 番地の 1
電話番号 0766-82-5656
代表者氏名 理事長 矢野 善治
設立年月 昭和 57 年 9 月 9 日

第2条 事業所の概要

事業所名 射水万葉会天正寺サポートセンター
(介護予防小規模多機能型居宅介護)
事業所の所在地 富山県富山市天正寺 484 番地 1
電話番号 076-411-4040
管理者氏名 荒山 浩子
事業所の種類 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
富山市指定 1690100274 号
開設年月 平成 21 年 3 月 1 日
登録定員 29 人
通いサービス定員 18 人/日 宿泊サービス定員 9 人/日

第3条 事業所の目的と運営方針

(事業の目的)

住み慣れた地域で、要介護者についてその居宅において、又はサービスの拠点に通い若しくは短期間の宿泊において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(運営方針)

「底なしの親切」と「よろこび」をモットーに、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

第4条 設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室 (個室)	9 室	10.04 m ² ~10.39 m ²
居間	1 室	74.24 m ²
食堂	兼	(74.24 m ²)
台所	1	6.49 m ²
浴室	2 室	浴室 1 (12.43 m ²)、浴室 2 (7.28 m ²)

第5条 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 富山市

※上記以外の地域の方は原則としてサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	基本時間 6時～21時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	基本時間 21時～6時

受付・相談は8時30分～17時30分としています。

通いサービスの早朝、または17時30分以降は家族送迎をお願いしています。

※夜間及び深夜の時間帯 午後9時～午前6時とする。

第6条 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1人	事業内容調整
2. 計画作成担当者	1人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	7人	日常生活の介護・相談業務(訪問サービスの提供も含む)
4. 看護職員	1人	健康チェック等の医務業務

第7条 介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

介護予防小規模多機能型居宅介護計画は、介護支援専門員が作成し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するためその内容等を説明した上で利用者の同意を得て交付するものとします。

第8条 サービスの内容

事業所は、介護保険法に定める下記のサービスを提供するものとします。

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の準備、提供および片付け
- ・食事摂取の介助

利用者が台所で調理を行うこともできます。

② 入浴

入浴または清拭を行います。

衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③ 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。

④ 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じ、必要な介助を行います。

- ・移動の介護
- ・養護(休養)

⑤ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な身体機能の減退を防止し維持するための

訓練および利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供します。

- ・ 日常生活動作に関する訓練
- ・ レクリエーション
- ・ 行事的活動
- ・ 園芸活動
- ・ 趣味活動
- ・ 地域における活動への参加 等

⑥ 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

⑦ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅に訪問し、安否確認や食事、服薬、清拭、排泄等の日常生活上の支援を介護計画に基づき提供いたします。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。

※緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応（短期利用居宅介護）

宿泊室に空床がある場合には、小規模多機能型居宅介護の登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下(下記に示す通り)において、空いている宿泊室を利用し、登録者以外の短期利用居宅介護を提供します。

- 登録者の数が、事業所の登録定員未満であること。
- 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。
- 利用の開始にあたって、あらかじめ7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
- 指定介護予防小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過小である場合の減算を受けていないこと。
- 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

利用者に対するサービスの提供に関する記録は、サービス完結日から5年間保存します。

第9条 利用料金

(1) サービス利用料金は介護保険法令に定める介護給付費に準拠した別紙料金表の金額となります。

別紙利用料金表を参照ください。

(2) 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業所は、法令改定後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月20日前後に利用請求明細書を送付します。次のいずれかの方法で27日までにお支払いください。

- ① 金融機関口座からの自動引落とし
- ② 下記指定口座への振込み（振込手数料は、利用者負担にてお支払下さい）

北陸銀行 新湊支店 普通預金 No.5068500 名義) 射水万葉会天正寺サポートセンター 理事長 矢野善治
--

- ③ 事業所での現金払い

第10条 利用の中止、変更、追加

- (1) 介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- (2) 利用予定日の前に、利用者の都合により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- (3) 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- (4) 介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出があった場合は、変更・中止ができます。ただし、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合がありますが、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	当日の利用料金の 自己負担額相応分

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第 11 条 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下で受け付けます。

苦情受付窓口	管理者 荒山浩子
苦情解決責任者	センター長 高桑到
受付電話番号	076-411-4040
受付時間	8時30分～17時30分

(苦情は面接、電話、書面などにより随時受け付けます。
また、苦情受付ボックスを事務所横に設置しています。)

(2) サービス提供事業所以外の苦情等窓口

射水万葉会 法人本部	電話番号 0766-82-5656
受付時間	8時30分～17時30分

(3) 行政機関その他苦情受付機関

富山市役所 福祉保健部 介護保険課	所在地 富山県富山市新桜町7番38号 電話番号 076-443-2041
富山県 国民健康保険団体連合会	所在地 富山県富山市下野字豆田995番地の3 電話番号 076-431-9833
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 富山県富山市安住町5番地の21 電話番号 076-432-3280

第 12 条 緊急時の対応について

- (1) 事故発生(発見)時には救急搬送の要請など、生命の安全第一を優先し迅速かつ適切な対応に努めます。
- (2) 事故状況を速やかに家族へ連絡いたします。
- (3) 病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、状況について速やかに家族へ連絡いたします。
- (4) 救急搬送時、職員が病院から施設に戻るためのタクシー代等の実費はご負担をさせていただきます。

第 13 条 火災その他非常災害時の対応

- (1) 非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し迅速かつ適切な対応に努めます。
- (2) 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練を行います。

<当事業所消防用設備>

- ・自動火災報知設備
- ・非常通報設備
- ・非常照明設備

- ・スプリンクラー設備
- ・誘導灯設備
- ・消火器

富山消防署への届出日：平成 21 年 3 月 2 日
 防 火 管 理 者 ：高 桑 到

第 14 条 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 1、前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができます。
- 2、前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。記録は、5年間保存します。
- 5、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1)「身体的拘束適正化検討委員会」を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

第 15 条 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1)虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2)虐待防止のための指針を整備
 - (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

第 16 条 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞	
アルペン室谷クリニック	所在地 富山県富山東岩瀬町 275 番地 TEL 076-437-9336
総曲輪フェリオ歯科医院	所在地 富山県富山市総曲輪 3 丁目 8 番 6 号 TEL 076-492-8311

第 17 条 地域との連携等

当事業所では、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は事業所の所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会（以下運営推進会議とする）を設置しおおむね

2 か月に 1 回以上活動状況を報告し、評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

第 18 条 損害賠償

- ・事業所は、利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ・事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）に加入しております。
- ・事故等が発生した場合、再発生を防ぐための対策を全職員で情報共有できるように努め再発生を防いでいきます。また、事故等が発生し病院等を受診した時は速やかに県、市に報告します。

第 19 条 個人情報の保護について

- (1) 事業所及びその従業者は、利用者及びその家族の個人情報を、次に掲げるサービス提供のために必要な範囲内において使用、提供又は収集(以下使用等とする)をするとともに、利用者及びその家族はこれに同意するものとします。
 - ① 利用者にサービス提供をするために必要な場合。
 - ② 利用者に関わる居宅介護計画の立案、作成及び変更に必要な場合。
 - ③ サービス担当者会議、関係サービス事業所との連絡共有及び連絡調整等のため必要な場合。
 - ④ 利用者が医療サービスを希望される場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。
 - ⑤ 利用者の様態の変化等に伴い、親族、医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合。
 - ⑥ 行政機関の指導又は調査を受ける場合。
 - ⑦ サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合。
- (2) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報に関して、利用者から開示又は訂正の要求がある場合には所定の方法に従い開示または訂正をするものとします。
- (3) 事業所及びその従業者は、サービスの提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

事業所は、利用者又はその家族に対し、本サービス重要事項説明書により重要事項、第 18 条に定める個人情報の使用等について説明し、利用者及びその家族はサービス提供開始、重要事項及び個人情報の使用等について同意しました。

第 20 条 衛生管理等について

事業所は、介護予防小規模多機能型居宅介護に必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとします。

- 3、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

第 21 条 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第 22 条 ハラスメント処理

事業者は、提供した介護予防小規模多機能型居宅介護に対する利用者又はその家族からの相当な範囲を超えた言動等（各種ハラスメント）に迅速かつ適切な対応をするために必要な措置を講ずるものとします。

射水万葉会天正寺サポートセンター 介護予防小規模多機能型居宅介護

管理者 氏名 荒山 浩子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 富山県富山市

氏名 _____ 印

連絡先 _____

私は本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

家族 住所 _____

氏名 _____ 印

(本人との続柄)

連絡先 _____